

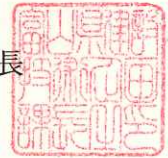
管 第 291 号
建 技 第 403 号
平成 31 年 2 月 27 日

一般社団法人富山県建設業協会会長 殿

富山県土木部管理課長



富山県土木部建設技術企画課長



賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項
(インフレスライド条項) の適切な運用について

このことについて、別添写しのとおり通知したので、参考までに送付します。

(事務担当)
管理課入札・契約係
建設技術企画課技術指導係

管 第 291 号
建 技 第 403 号
平成 31 年 2 月 27 日

部内各所属長 殿

管 理 課 長
建設技術企画課長

賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項
(インフレスライド条項) の適切な運用について

平成 31 年 2 月 22 日付けで、国において平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価が決定・公表され、賃金水準の変更が行われたことに伴い、本県においても「平成 30 年度公共事業に係る単価（3 月単価）の改定について（通知）」（平成 31 年 2 月 26 日付け建技第 398 号）により平成 31 年 3 月から適用する労務単価等の改定を行ったところです。これに伴い、一部の既契約工事については、インフレスライドの適用対象となることが想定されます。

貴職におかれましては、工事の受注者からインフレスライド条項に基づく請負代金額の変更の協議があった場合には、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 2 月 17 日付け管第 49 号、建技第 35 号 管理課長・建設技術企画課長連名通知）に基づき適切な運用に努めていただきますようお願いいたします。

(事務担当)

管理課入札・契約係

建設技術企画課技術指導係